

温泉法に基づく温泉掘削等許可及び温泉動力装置許可について
[大阪府環境審議会温泉部会報告書]

大阪府環境審議会温泉部会長

令和元年8月29日に知事から諮問があった温泉法第32条に定める事項について、同日及び令和元年10月9日に温泉部会を開催し、審議を行った。

「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第6項の規定により、同部会の決議を本審議会の決議とし、令和元年8月29日及び令和元年10月9日付けで答申を行ったので、同要領第3条第7項の規定により報告する。

令和元年度第1回大阪府環境審議会温泉部会
(令和元年8月29日 場所：ホテルプリムローズ大阪)

	申請地	申請者	答申内容
温泉掘削	東大阪市長堂三丁目76番2	株式会社春成	本申請については600メートル以深にストレーナーを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める
温泉掘削	貝塚市橋本991番3	株式会社オンテックス	本申請については許可することに支障ないものと認める
温泉掘削	泉南群田尻町嘉祥寺588番5	株式会社ザイマックス	本申請については許可することに支障ないものと認める
温泉掘削	泉南市りんくう南浜2番201	泉南市	本申請については許可することに支障ないものと認める
温泉動力装置	池田市空港二丁目179番4	ビッグ総合開発株式会社	本申請の動力装置については、継続審議とする

令和元年度第1回大阪府環境審議会温泉部会（継続審議）
（令和元年10月9日 場所：大阪府公館）

	申請地	申請者	答申内容
温泉 動力 装置	池田市空港二丁目179番 4	ビッグ総合開発株 式会社	本申請については許可することに支障な いものと認める

計1件